

厚生労働省提出資料

令和7年1月31日

第8回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

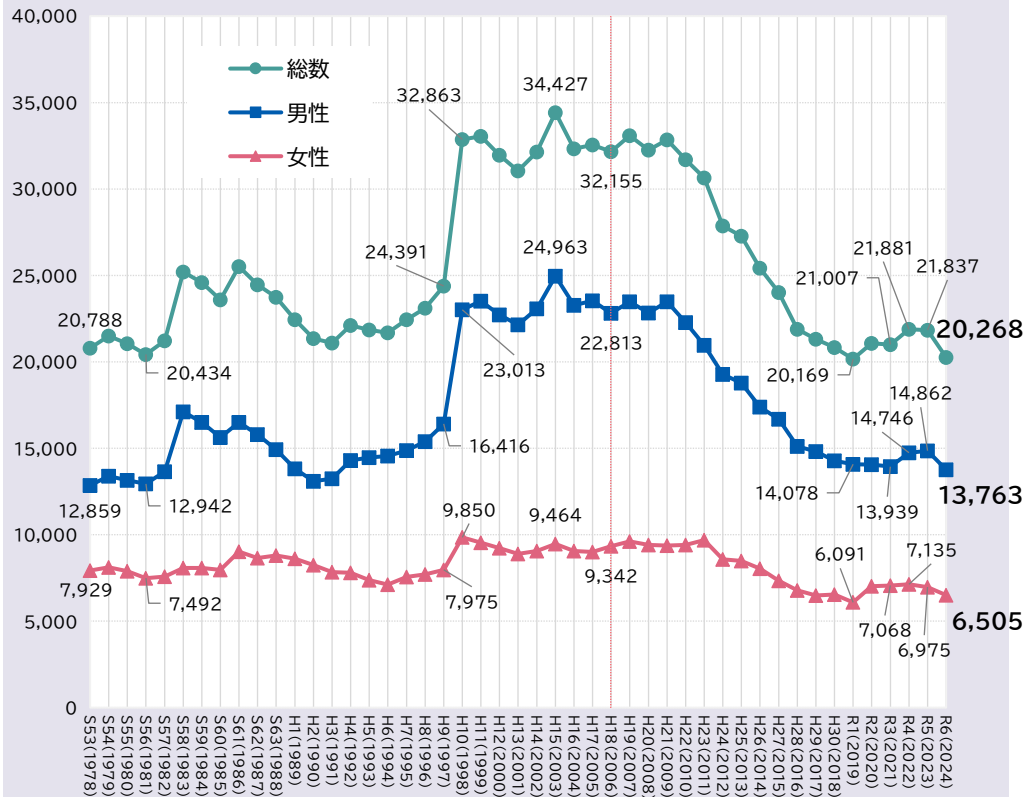
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

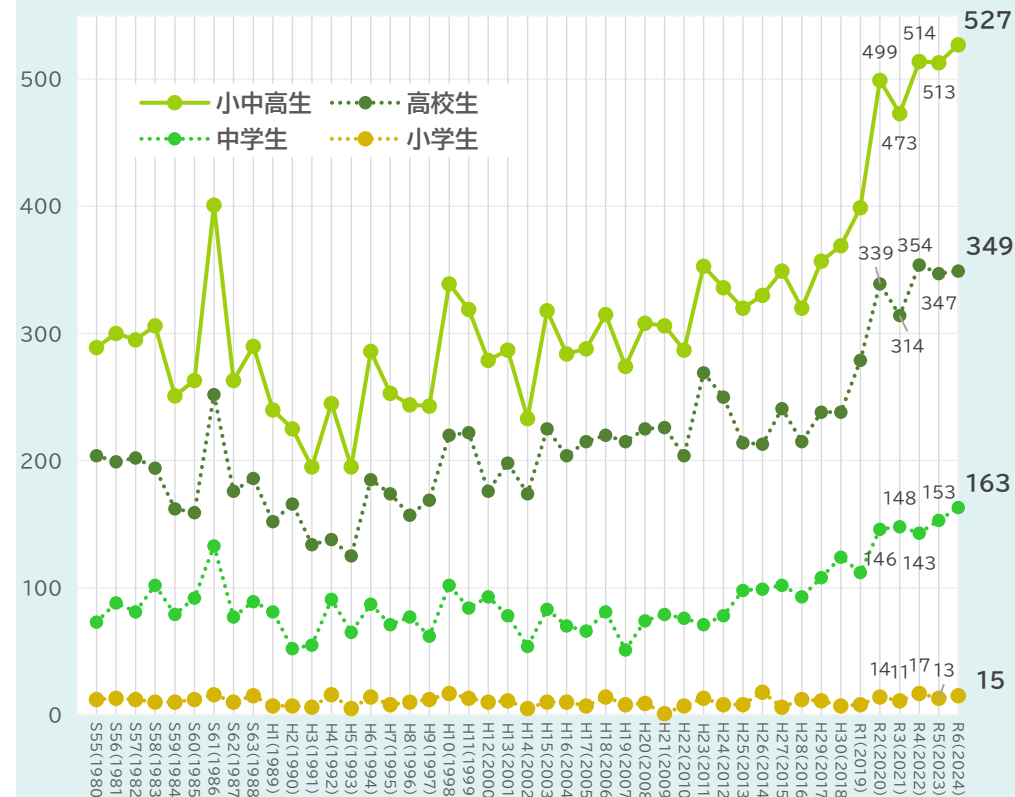
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和6年(暫定値)は、自殺者総数が前年を下回り、20,268人となっている。また、男性の自殺者数が3年ぶりに減少し、女性の自殺者数が2年連続で減少している。



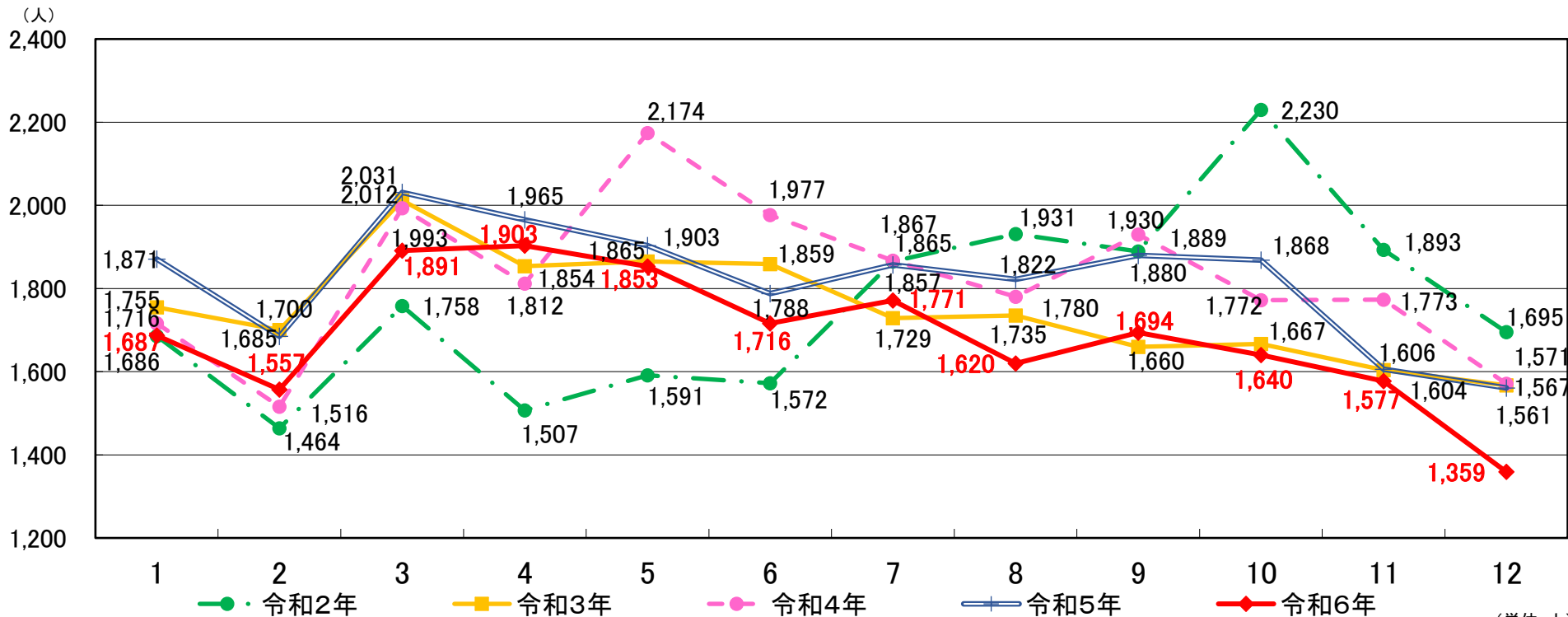
小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和6年(暫定値)は、527人であり、過去最多となっている。



【令和6年（暫定値）】自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和7年1月29日現在

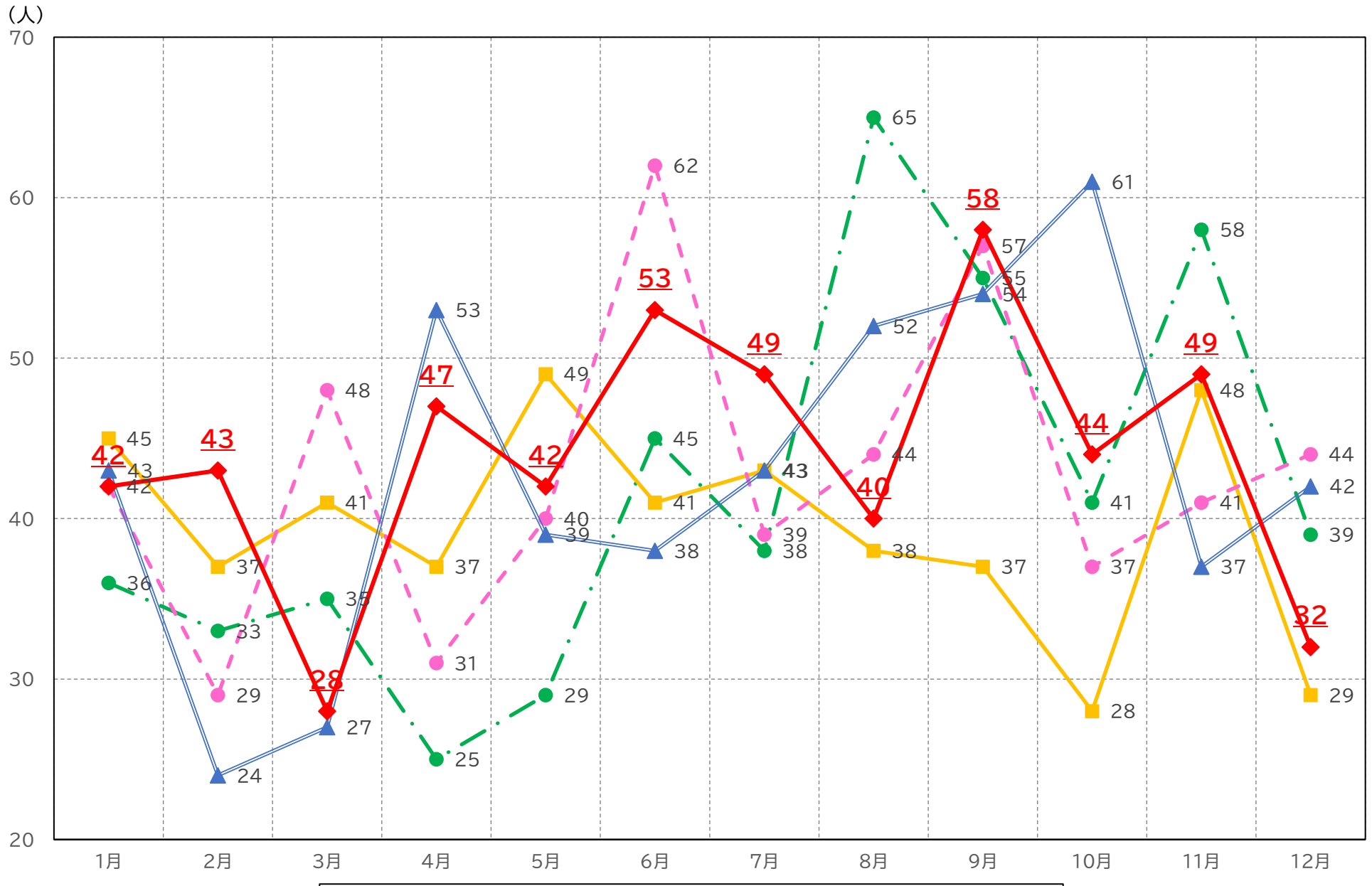


		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和6年	合計	1,687	1,557	1,891	1,903	1,853	1,716	1,771	1,620	1,694	1,640	1,577	1,359	20,268
	男性	1,140	1,043	1,291	1,318	1,245	1,168	1,188	1,110	1,181	1,130	1,036	913	13,763
	女性	547	514	600	585	608	548	583	510	513	510	541	446	6,505
令和5年	合計	1,871	1,685	2,031	1,965	1,903	1,788	1,857	1,822	1,880	1,868	1,606	1,561	21,837
	男性	1,240	1,179	1,445	1,371	1,313	1,197	1,248	1,219	1,288	1,264	1,062	1,036	14,862
	女性	631	506	586	594	590	591	609	603	592	604	544	525	6,975
対前年増減数(月別) (6-5)	総数	-184	-128	-140	-62	-50	-72	-86	-202	-186	-228	-29	-202	-1,569
	男性	-100	-136	-154	-53	-68	-29	-60	-109	-107	-134	-26	-123	-1,099
	女性	-84	8	14	-9	18	-43	-26	-93	-79	-94	-3	-79	-470
対前年増減率(月別) (6/5)	総数	-9.8%	-7.6%	-6.9%	-3.2%	-2.6%	-4.0%	-4.6%	-11.1%	-9.9%	-12.2%	-1.8%	-12.9%	-7.2%
	男性	-8.1%	-11.5%	-10.7%	-3.9%	-5.2%	-2.4%	-4.8%	-8.9%	-8.3%	-10.6%	-2.4%	-11.9%	-7.4%
	女性	-13.3%	1.6%	2.4%	-1.5%	3.1%	-7.3%	-4.3%	-15.4%	-13.3%	-15.6%	-0.6%	-15.0%	-6.7%

※令和5年は確定値、令和6年は暫定値
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数の最近の動向（①月別総数）

令和7年1月29日現在



※令和6年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数の最近の動向（①月別総数）

令和7年1月29日現在

(人)

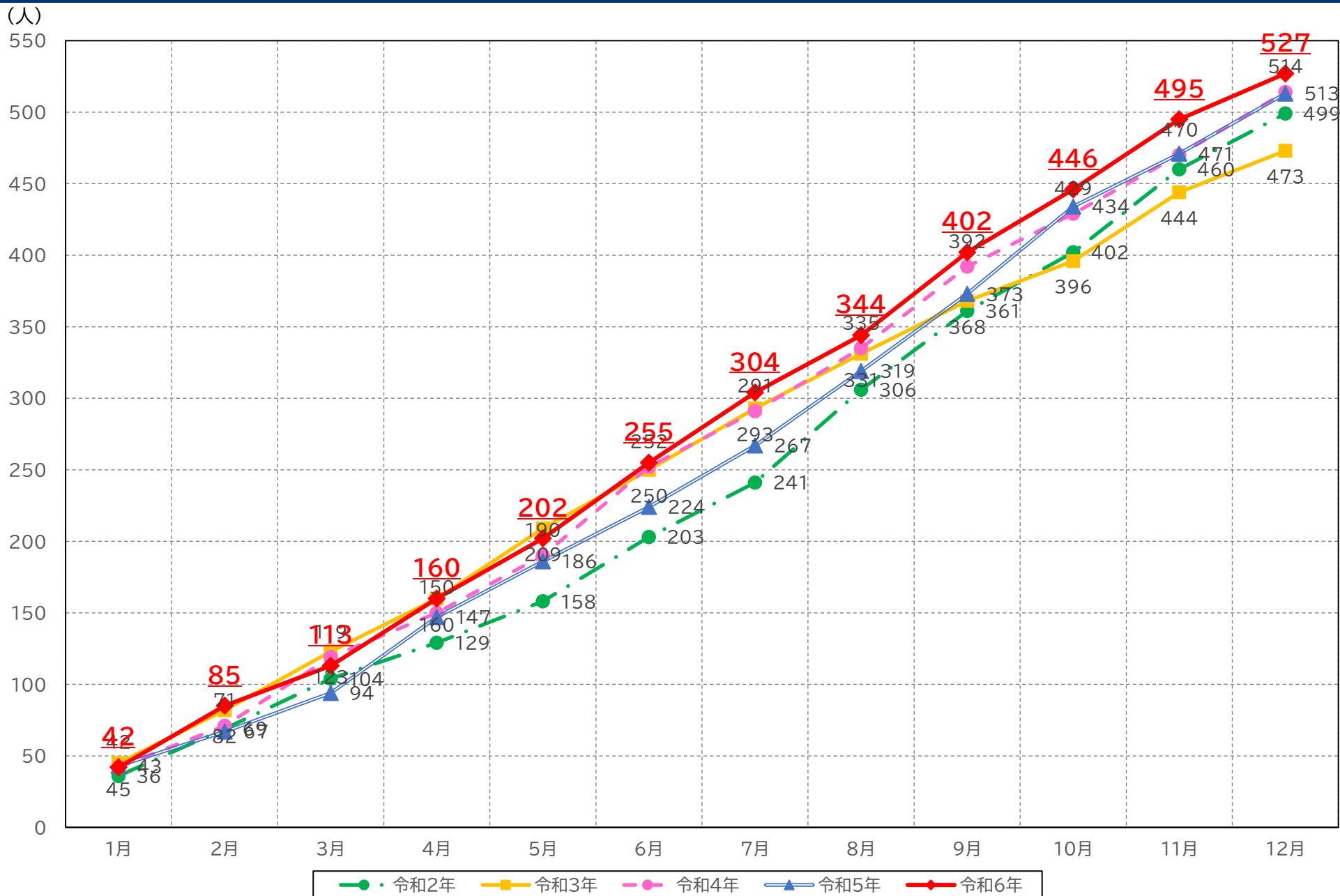
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	58	44	49	32	527
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	41	31	33	21	349
令和5年	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
	うち小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	うち中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
	うち高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
対前年増減数(月別) (6-5)	小中高生計	-1	19	1	-6	3	15	6	-12	4	-17	12	-10	14
	うち小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	2
	うち中学生	4	5	-1	4	4	1	5	-9	2	-10	6	-1	10
	うち高校生	-7	15	2	-9	-1	14	1	-3	-2	-5	6	-9	2
対前年増減率(月別) (6/5)	小中高生計	-2.3%	79.2%	3.7%	-11.3%	7.7%	39.5%	14.0%	-23.1%	7.4%	-27.9%	32.4%	-23.8%	2.7%
	うち小学生	66.7%	-100.0%	-	-50.0%	0.0%	-	0.0%	-	-	-66.7%	0.0%	0.0%	15.4%
	うち中学生	28.6%	55.6%	-9.1%	33.3%	44.4%	7.1%	41.7%	-47.4%	18.2%	-45.5%	66.7%	-9.1%	6.5%
	うち高校生	-26.9%	107.1%	12.5%	-23.1%	-3.4%	58.3%	3.3%	-9.1%	-4.7%	-13.9%	22.2%	-30.0%	0.6%

※令和6年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数の最近の動向（②月別累計）

令和7年1月29日現在



※令和6年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数の最近の動向（②月別累計）

令和7年1月29日現在

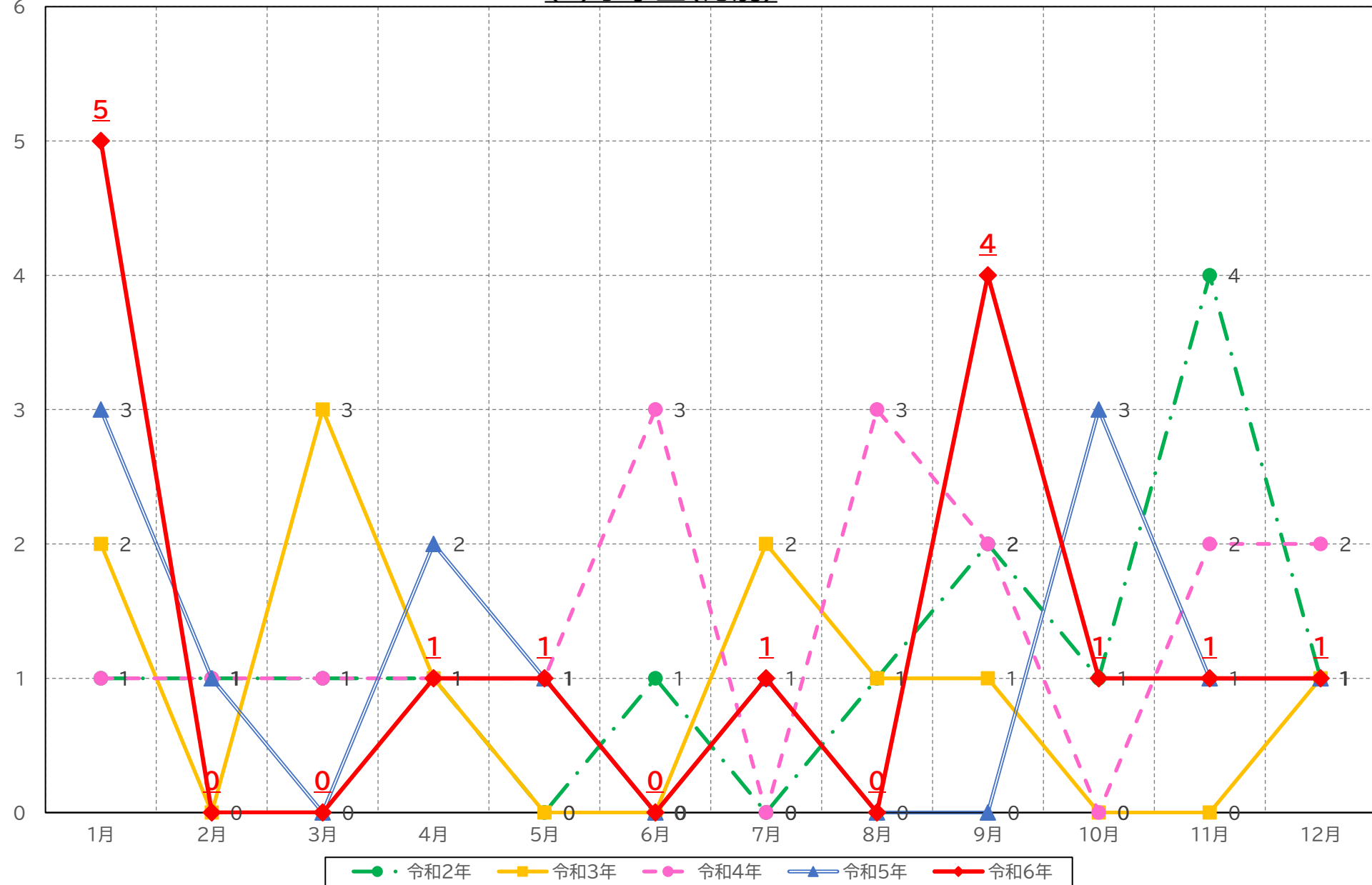
(人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年	小中高生計	42	85	113	160	202	255	304	344	402	446	495	527	527
	うち小学生	5	5	5	6	7	7	8	8	12	13	14	15	15
	うち中学生	18	32	42	58	71	86	103	113	126	138	153	163	163
	うち高校生	19	48	66	96	124	162	193	223	264	295	328	349	349
令和5年	小中高生計	43	67	94	147	186	224	267	319	373	434	471	513	513
	うち小学生	3	4	4	6	7	7	8	8	8	11	12	13	13
	うち中学生	14	23	34	46	55	69	81	100	111	133	142	153	153
	うち高校生	26	40	56	95	124	148	178	211	254	290	317	347	347
対前年増減数(月別) 〈6-5〉	小中高生計	-1	18	19	13	16	31	37	25	29	12	24	14	14
	うち小学生	2	1	1	0	0	0	0	0	4	2	2	2	2
	うち中学生	4	9	8	12	16	17	22	13	15	5	11	10	10
	うち高校生	-7	8	10	1	0	14	15	12	10	5	11	2	2
対前年増減率(月別) 〈6/5〉	小中高生計	-2.3%	26.9%	20.2%	8.8%	8.6%	13.8%	13.9%	7.8%	7.8%	2.8%	5.1%	2.7%	2.7%
	うち小学生	66.7%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	18.2%	16.7%	15.4%	15.4%
	うち中学生	28.6%	39.1%	23.5%	26.1%	29.1%	24.6%	27.2%	13.0%	13.5%	3.8%	7.7%	6.5%	6.5%
	うち高校生	-26.9%	20.0%	17.9%	1.1%	0.0%	9.5%	8.4%	5.7%	3.9%	1.7%	3.5%	0.6%	0.6%

※令和6年は暫定値

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

(人) (1)小学生(月別)

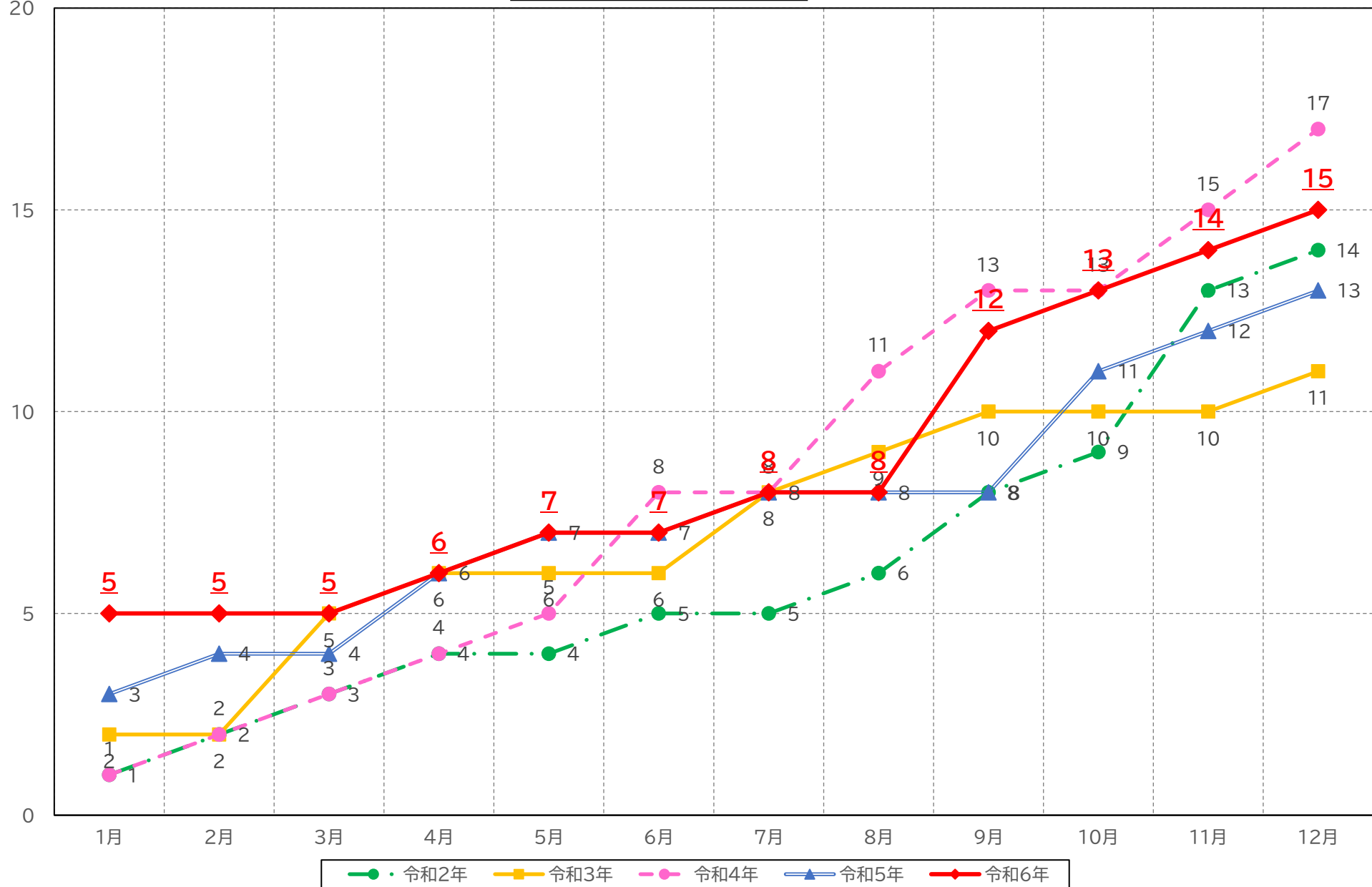


※令和6年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

(2)小学生(月別累計)

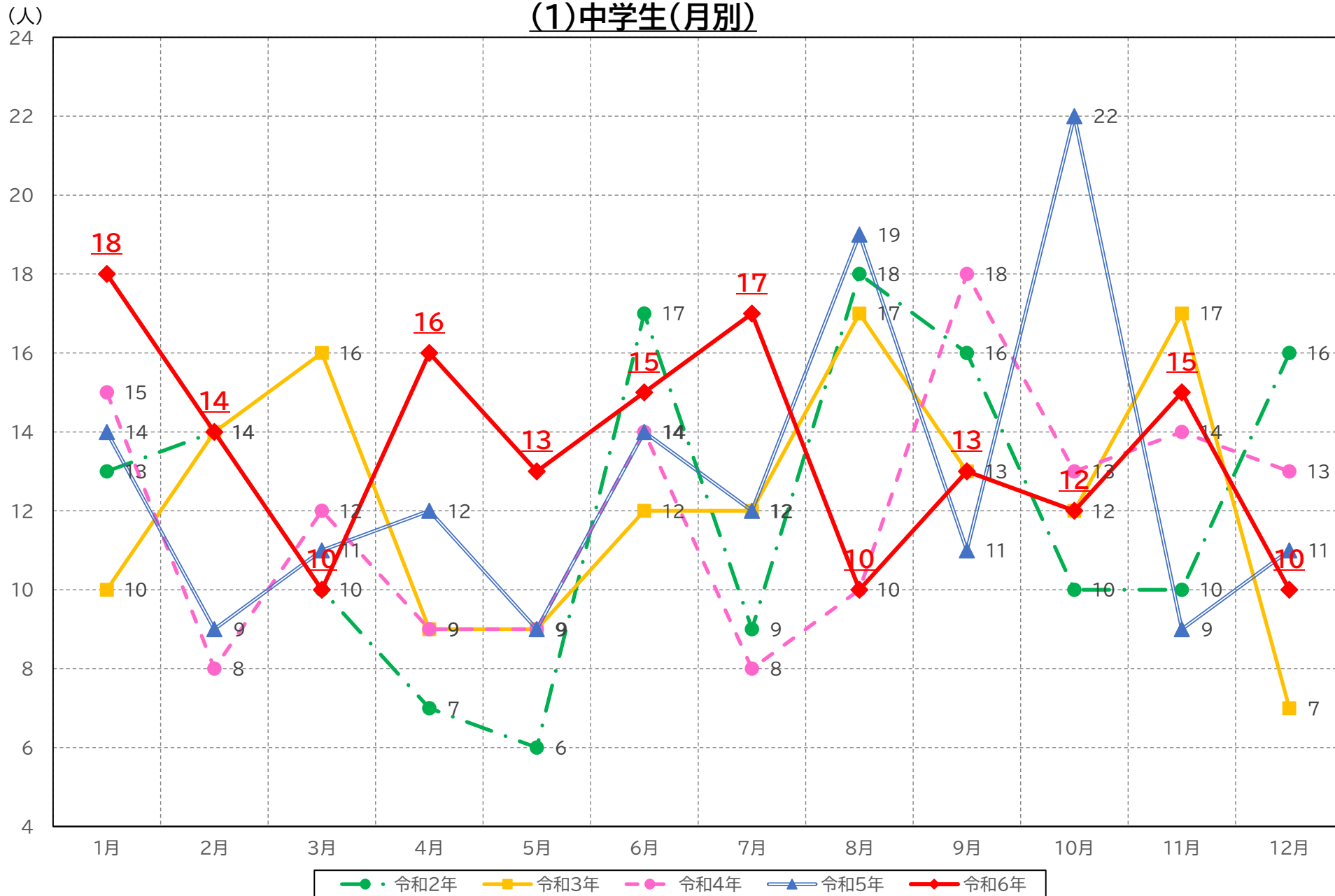
(人)
20



※令和6年は暫定値

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

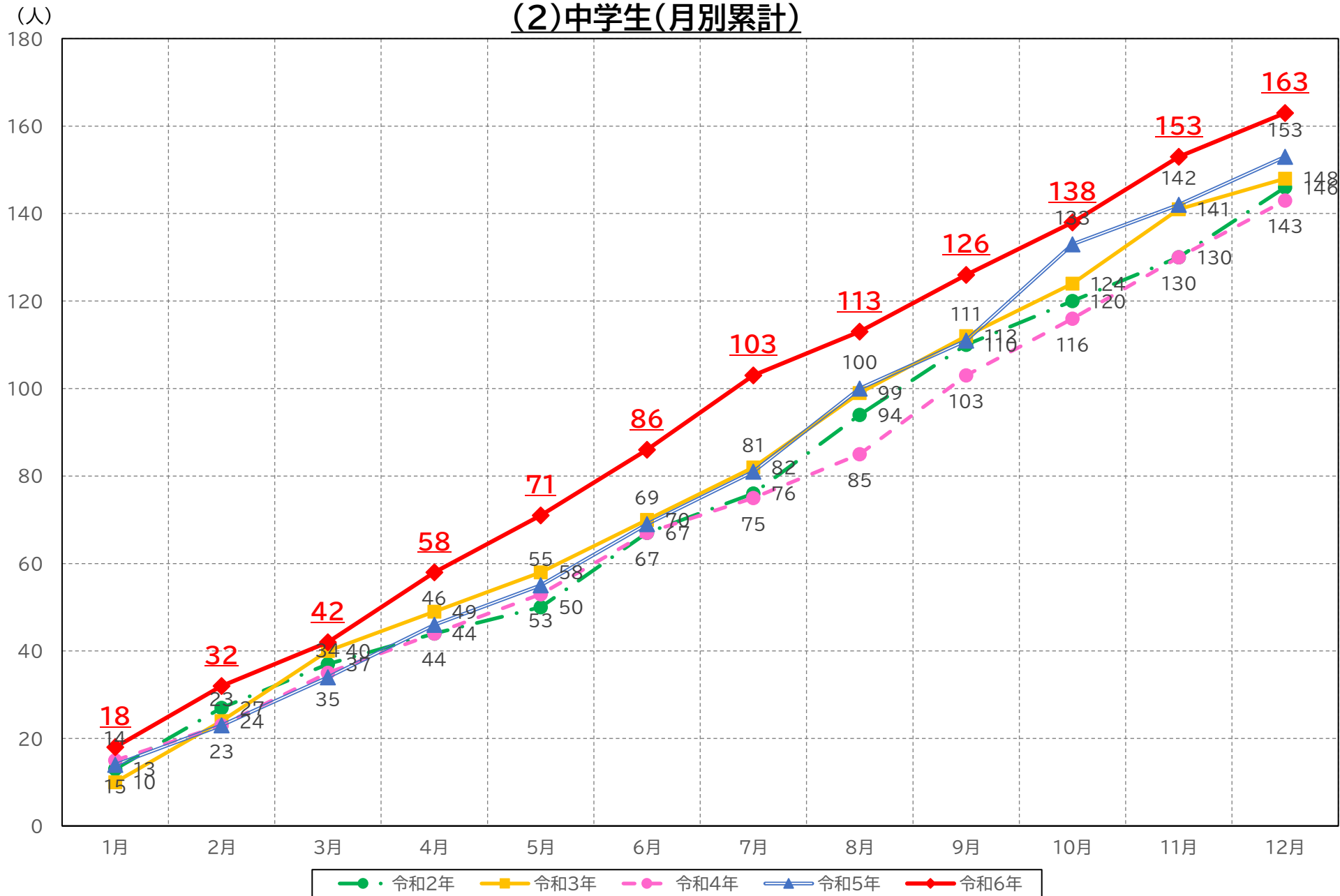
(1)中学生(月別)



※令和6年は暫定値

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

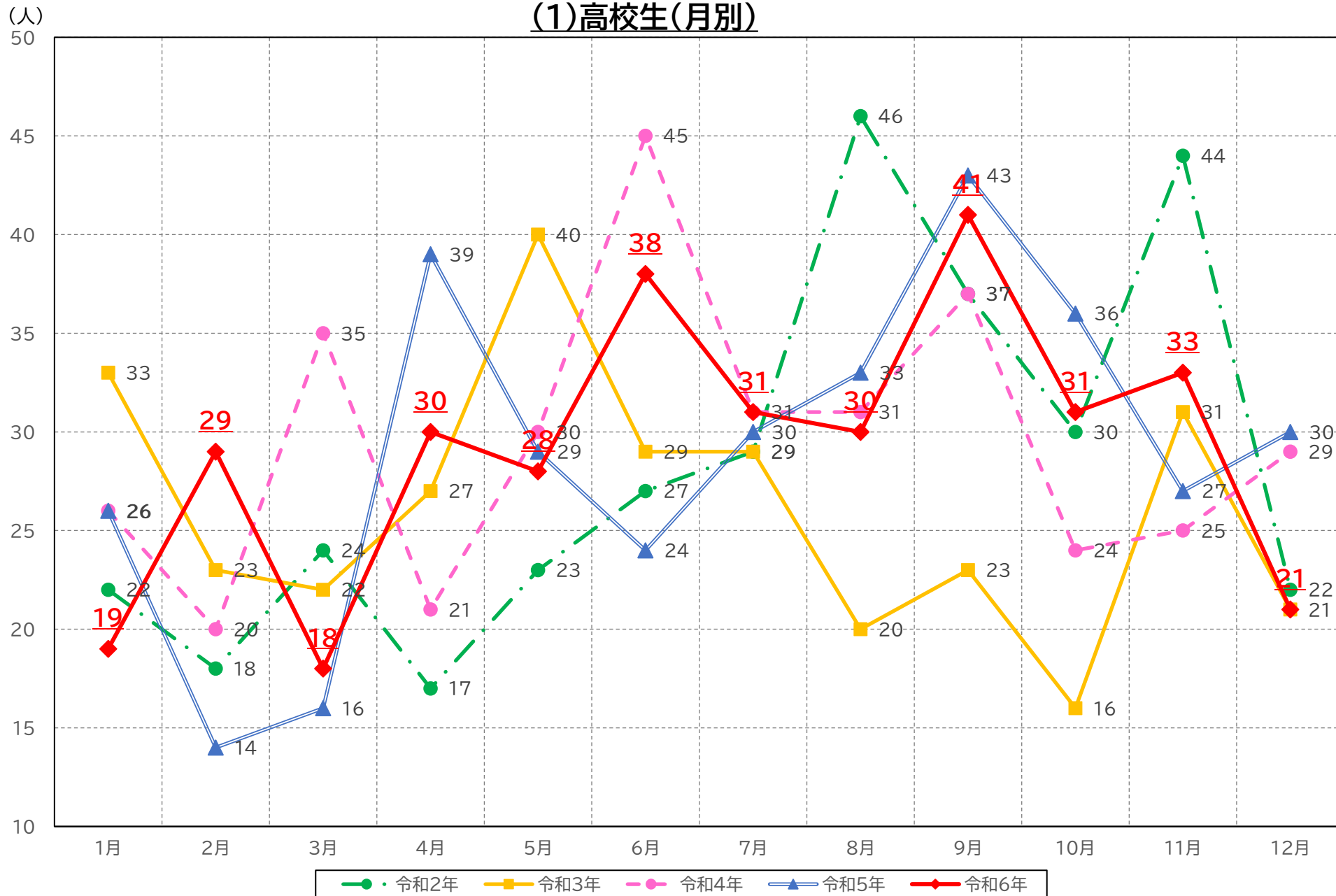
(2)中学生(月別累計)



※令和6年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

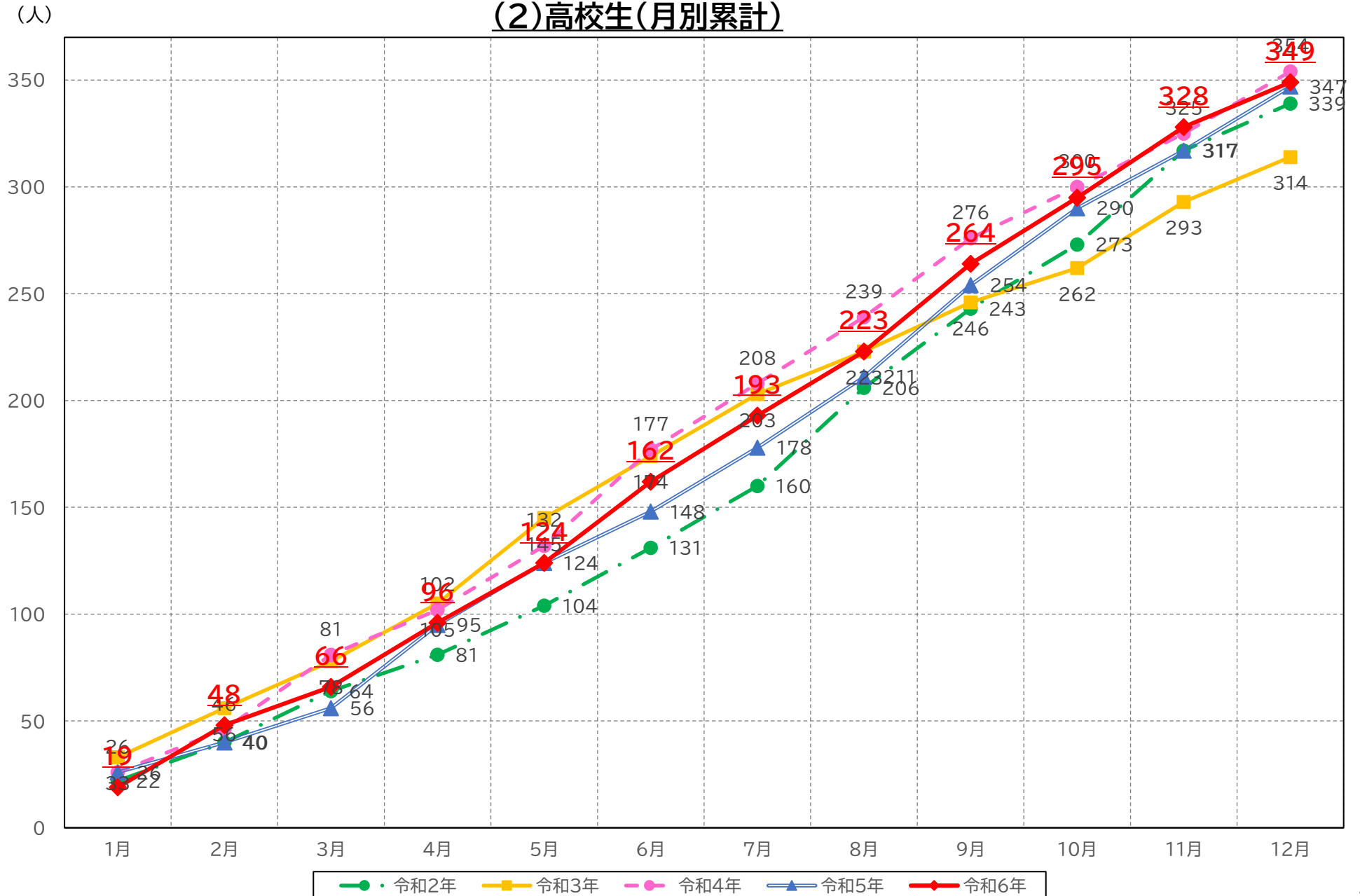
(1)高校生(月別)



※令和6年は暫定値

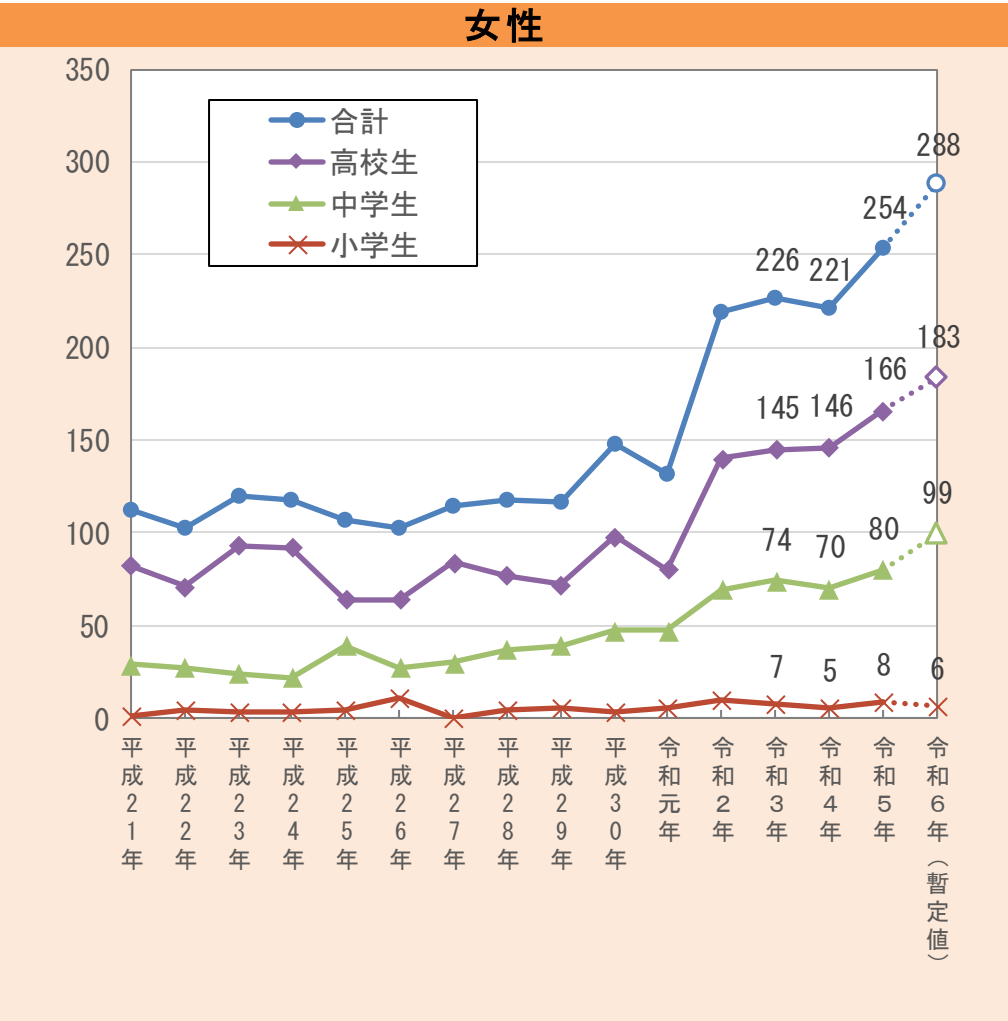
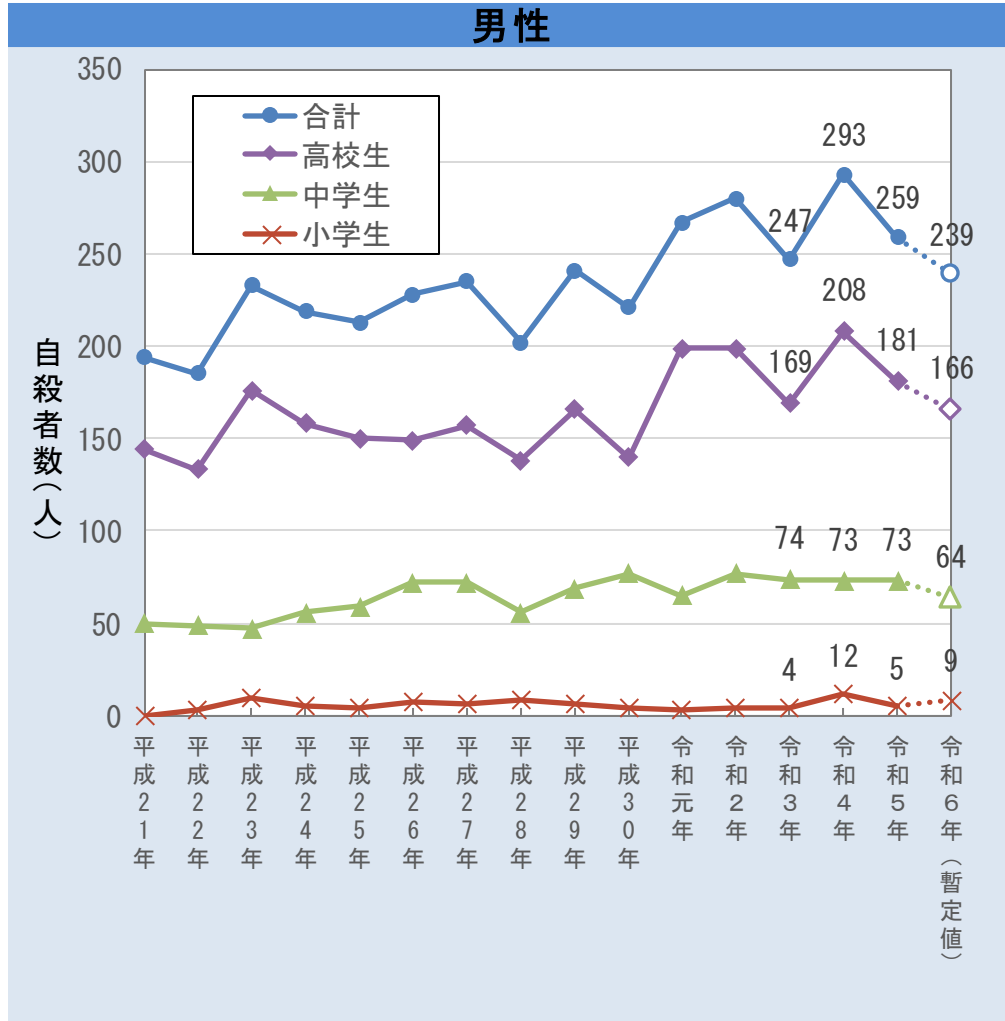
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

(2)高校生(月別累計)



※令和6年は暫定値

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年（暫定値）】小中高生の自殺者数月次推移（男女別）

令和7年1月29日現在

(単位:人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年 (暫定値)	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	58	44	49	32	527
	男子計	18	17	12	21	15	26	22	24	26	23	22	13	239
	女子計	24	26	16	26	27	27	27	16	32	21	27	19	288
	小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	男子	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	1	1	9
	女子	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	6
	中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	男子	6	6	3	6	2	7	9	7	6	5	5	2	64
	女子	12	8	7	10	11	8	8	3	7	7	10	8	99
	高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	41	31	33	21	349
男子	10	11	9	15	12	19	12	17	18	17	16	10	166	
女子	9	18	9	15	16	19	19	13	23	14	17	11	183	
令和5年 (確定値)	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
	男子計	21	18	16	24	19	23	18	25	22	30	20	23	259
	女子計	22	6	11	29	20	15	25	27	32	31	17	19	254
	小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	男子	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	5
	女子	2	0	0	2	1	0	1	0	0	1	1	0	8
	中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
	男子	7	5	7	2	6	7	6	9	4	10	5	5	73
	女子	7	4	4	10	3	7	6	10	7	12	4	6	80
	高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
男子	13	12	9	22	13	16	12	16	18	18	15	17	181	
女子	13	2	7	17	16	8	18	17	25	18	12	13	166	

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R6-R5	小中高生計	-1	19	1	-6	3	15	6	-12	4	-17	12	-10	14
	男子計	-3	-1	-4	-3	-4	3	4	-1	4	-7	2	-10	-20
	女子計	2	20	5	-3	7	12	2	-11	0	-10	10	0	34
	小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	2
	男子	1	-1	0	0	1	0	1	0	2	-1	1	0	4
	女子	1	0	0	-1	-1	0	-1	0	2	-1	-1	0	-2
	中学生	4	5	-1	4	4	1	5	-9	2	-10	6	-1	10
	男子	-1	1	-4	4	-4	0	3	-2	2	-5	0	-3	-9
	女子	5	4	3	0	8	1	2	-7	0	-5	6	2	19
	高校生	-7	15	2	-9	-1	14	1	-3	-2	-5	6	-9	2
男子	-3	-1	0	-7	-1	3	0	1	0	-1	1	-7	-15	
女子	-4	16	2	-2	0	11	1	-4	-2	-4	5	-2	17	

※令和5年は確定値、令和6年は暫定値

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぱらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等 15

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和7年度当初予算案 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20億円の内数

(38億円の内訳)
地域自殺対策強化交付金 32億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の特任家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者: 次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了: 地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」の状況

- 厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁の3大臣連名で、こども・若者の自殺危機対応チームの設置を呼びかけるメッセージを発出（2023年9月8日）
- 全国会議で都道府県・指定都市等に対して、こども・若者の自殺危機対応チーム事業を説明（2023年9月22日、2024年7月22日）

<地域自殺対策強化交付金による実施状況>

【令和5年度】令和5年度当初予算

支援自治体数：4自治体（令和5年度交付決定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

【令和6年度】令和6年度当初予算、令和5年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

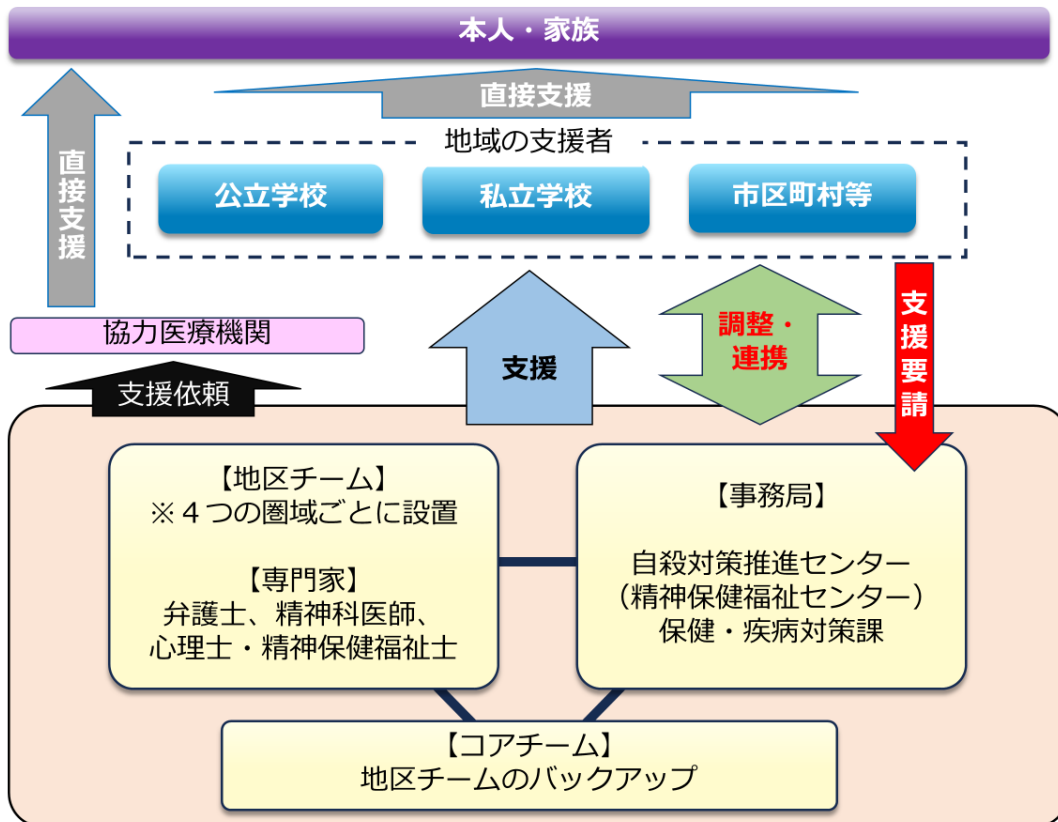
⇒ （上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

こどもの自殺対策においては地方公共団体の果たす役割が非常に大きく、学校や教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になる。

【支援の流れ】

チームは、全県1つの「コアチーム」と、4つの圏域ごとに設置された「地区チーム」に分かれている。コアチームは主に地区チームのバックアップや事例分析、地区チームは支援要請のあったケースの地域支援機関に対する支援を担っている。



【チームによる支援の主な流れ】

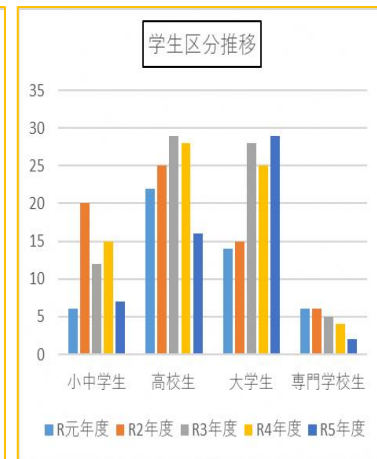
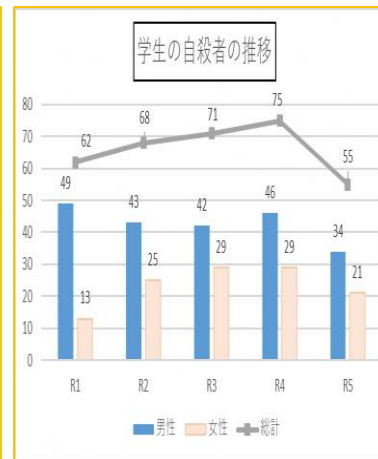
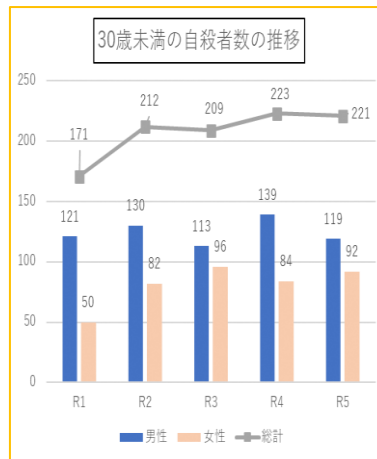
- ①地域の支援機関等からの支援要請を受け、チーム事務局において、地域の支援機関等に聞き取りを実施。
- ②支援機関等から聞き取った内容を基に、チーム事務局において地区チームのメンバーを選任。地区チームの支援検討会議において支援方針を検討し、同方針に基づき地域の支援機関等を支援。支援方針の検討に当たっては、必要に応じてコアチームに助言等を依頼。また、支援検討会議において医療機関の受診等が必要と判断した場合、チーム事務局から協力医療機関に対し支援を依頼するとともに、必要に応じて他の関係機関にも協力を要請し、連携支援を実施。
- ③地域の支援機関等により、支援対象の子どもや家族を支援。
- ④支援状況等は地区チーム内で共有し、更なる支援が必要な場合は支援方針を検討し地域の支援機関等を支援。また、コアチーム会議により支援ケースの検証を行い、地区チームにフィードバックする。

他の自治体におけるこども・若者の自殺危機対応チーム事業の取組例

経過

H30年以降、30歳未満の若年層の自殺者数が増加し高止まりの状況。また、自殺未遂者相談支援事業の対象者はR3年度から高校生、大学生等の若年層で高止まりの状況である。

R4年10月14日閣議決定された、新たな「自殺総合対策大綱」においても、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」が取り組むべき施策に位置付けられており、若年層への自殺対策は喫緊の課題であるため、国のモデル事業に応募し、令和5年度より事業開始。

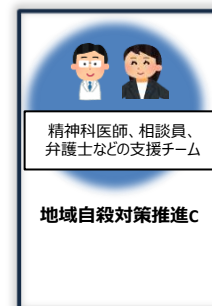
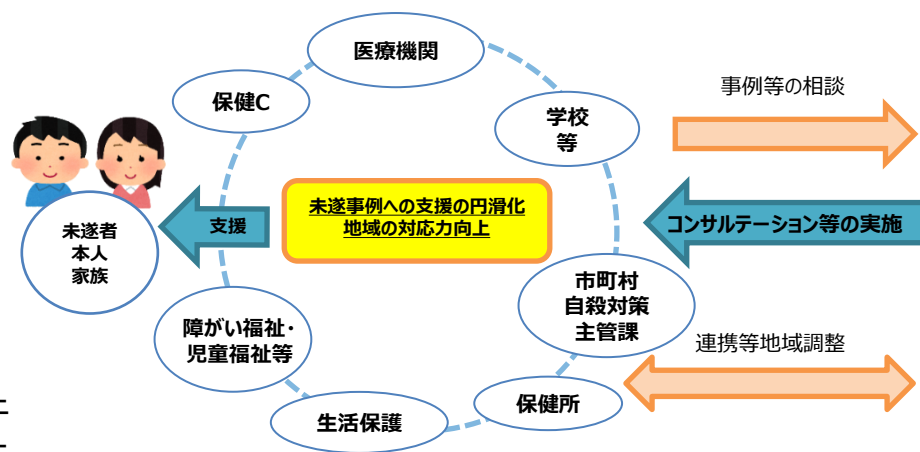


目的

自殺者数が増加傾向にある若年層に対する自殺予防の一環として、自殺未遂歴や自傷行為等のあるハイリスクな若者の支援を強化することで、自殺者数の減少をめざす。

【事業概要】

若者の自殺未遂支援事例について、保健所や市町村、教育機関等、地域の関係機関のみでは対応に苦慮する事例のうち、特に近年自殺未遂者の増加が顕著な高校生・大学生等の支援者を対象に、精神科医師や弁護士等、多職種の専門家がチームとなり、関わり方等についてコンサルテーション実施するとともに、地域における対応力を向上をめざす。



【支援実績】 (R6.10月末現在)

R5年度：相談2件 うち支援実施1件
R6年度：相談8件 うち支援実施7件

事業概要・実績

1. 対象者の属性

【所属】

中学生	1
高校生	4
大学生	1
有職者	1

【依頼元】

保健所	1
市町村	1
高等学校	4
大学	1

【性別】

男性	1
女性	6

【年齢】

0～19才	6
20～29才	1

2. 参加者の属性

【所属】

保健所	3
市町村	8
教育機関	77
児童相談所	4

【職種】

相談員	11
保健師	1
心理職	4
教員	74
その他	4

3. 助言内容

【助言者】

精神科医	7
------	---

【助言内容】

医療受診	3
症状の理解	6
本人への支援について	2
学校の対応について	8
家族への支援について	1
今後の支援について	1

※ R6年度4月～10月の支援実績

自殺未遂に至る背景

- 過去に自殺企図歴があり、漠然とした希死念慮があった。
- コミュニケーションが苦手な学校生活になじめていなかった。
- 不快感情があり、ストレス対処法が自傷行為になっていた。
- 背景に被虐待歴等があり、家庭や学校にも安心した居場所がなかった。
- 精神疾患や軽度知的障がい疑われるものの適切な相談や治療につながっていなかった。

効果

- 精神科医からの助言を受ける機会の少ない支援者に、医療者の視点で見立てや対応への助言を行うことにより、症状の理解や本人理解が進んだ。
- 外部の専門家からの助言により、新たな視点でこれまでの支援について振り返ることができ、本人を取り巻く環境などについても幅広く整理が進んだ。
- 先の見通しが立つことで、支援者の不安が軽減するとともに、これまで行ってきた支援の良い点について正しく評価されることで、自信をもって関われるようになった。
- 教職員の間で未遂をする生徒、学生への支援についての意識がさらに高まり、専門家を交えた校内勉強会の開催につながった。
- 本人を取り巻く支援機関で支援の方向性を共有して役割分担を行うことで顔の見える関係を構築するきっかけとなった。

課題と方向性

- 助言直後の参加者アンケートで、専門家からの助言が有効であったことはわかったが、その後の支援に実際に有効であったかを評価するため、実施3か月後にも参加者アンケートによる効果測定を行い、課題を集約する予定。
- 学校や地域の支援機関で対応に苦慮する事例に対して、本事業が有効であることが一定わかったことから、そのような事例がある学校や地域の支援機関での活用を促進するため、関係機関にさらなる周知を行う必要がある。

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和7年度当初予算案：32.1億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)であり、依然として高い水準で推移している深刻な状況にあることを踏まえ、電話・SNSを活用した相談体制等の強化を支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

地域における子ども・若者等の自殺危機への対応強化 (令和6年度補正予算：20.3億円)

- 「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援
- 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

令和7年度当初予算案40.3億円(令和6年度当初予算38.9億円)

【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	32.1億円	(30.5億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円	(1.2億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6.0億円	(6.0億円)
3-2. ゲートキーパー基盤整備事業費	0.2億円	(0.3億円)
3-3. その他(本省費)	0.9億円	(0.9億円)

※令和6年度補正予算

地域自殺対策強化交付金 20.3億円

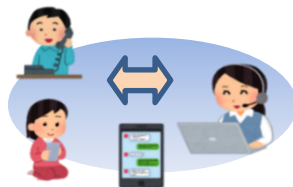
2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援 (令和7年度当初予算案：1.1億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターが必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

3. 自殺対策に関する調査研究等の推進 (令和7年度当初予算案：7.1億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施

電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



子ども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施



ゲートキーパーの
養成・支援



施策名：地域における自殺対策の強化

令和6年度補正予算 20億円

① 施策の目的

- ・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
- ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

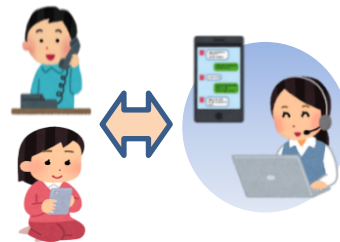
(1)「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援

- ・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援



(2)地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

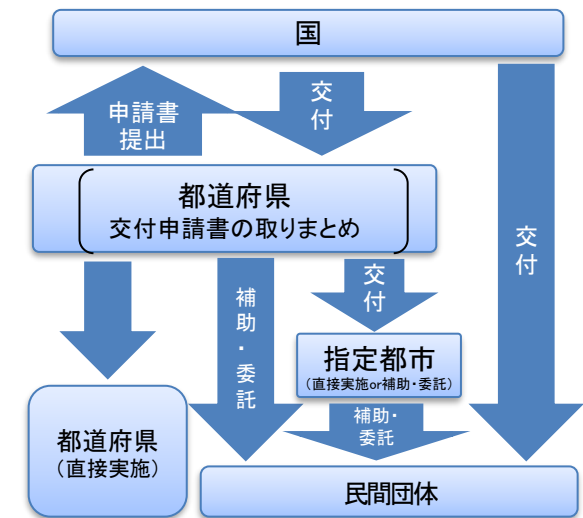
- ・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援



II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率：10/10、2/3(都道府県・指定都市)
:10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

拡充 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和7年度当初予算案 32億円 (31億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

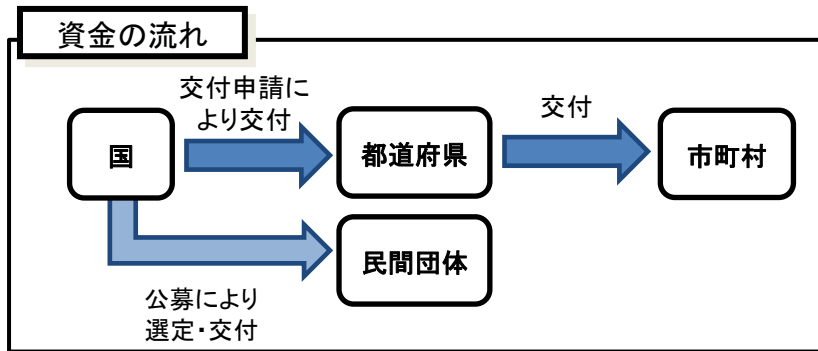
- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

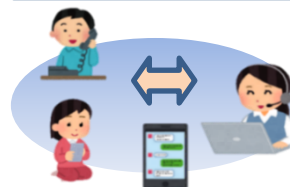
- ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・市町村、民間団体
- 交付率: 1/2,2/3,10/10(都道府県・市町村)
: 10/10(民間団体)



電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



こども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施



自殺対策に関する調査研究等の推進

令和7年度当初予算案 6.0億円 (6.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」(令和元年法律第32号)に基づき、指定調査研究等法人として「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定し、国が調査研究等業務に要する費用を交付するもの。

2 事業の概要

【自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用】

- 自殺対策を総合的に推進するため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究や、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究を行う。
- 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

【調査研究・検証を行う者に対する助成】

- 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。(革新的自殺研究推進プログラム)

【先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供】

- 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

【地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施】

- 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

【地方公共団体等の関係職員に対する研修】

- 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

【自傷・自殺未遂レジストリの運用】

- 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

3 実施主体等

- 実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころろ」

- 電話やSNSによる相談窓口等の情報をわかりやすくまとめたサイト「まもろうよ ころろ」を公開。
- 広報ポスター、広報動画、政府広報、X(旧Twitter)、インターネット広告等を通じて広く周知を図っている。
- 新たに「ころろを落ち着けるためのWebサイト」のページを作成し、「かくれてしまえばいいのです」等を紹介(1/29更新)。

まもろうよ ころろ

New

文字サイズの変更 標準 大 特大 厚生労働省

ホーム 困った時の相談方法・窓口 **ころろを落ち着けるためのWebサイト** 自殺対策の今

ゲートキーパーになろう！ 厚生労働省の取り組み 広げてみよう支え合い

あなたの声を聴かせてください

もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか？

電話で話したい

SNSで話したい

New

ころろを落ち着けるためのWebサイト

電話で話したい

SNSで話したい

心を落ち着かせたい時、相談窓口が混み合っている時などに試してみませんか？

あなたの心がもやもやしたり、ざわついたら、相談窓口以外の方法も試してみませんか？

また、相談窓口が混み合っている時など、窓口につながるまでの間に試してみませんか？

少しほっとするかもしれません。

かくれてしまえばいいのです
(特定非営利活動法人 自殺対策支援センター・ライフリンク)

ころろのオンライン避難所
(一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター)

電話で話したい

#いのちSOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センター・ライフリンク)

よりそいホットライン
(一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

いのちの電話
(一般社団法人 日本のいのちの電話連盟)

ころろの健康相談統一ダイヤル

チャイルドライン (特定非営利活動法人 (NPO法人) チャイルドライン支援センター)

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)

子どもの人権110番 (法務省)

SNSで話したい

特定非営利活動法人 自殺対策支援センター・ライフリンク

特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア

特定非営利活動法人 あなたのいばしょ

特定非営利活動法人 BONDプロジェクト

特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター



<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

くわ 詳しくは 検索